

2025 年 9 月 4 日

各 位

株式会社北國銀行

当座勘定規定の改定について

株式会社北國銀行（代表取締役社長：米谷 治彦）は、当座預金出金帳の取扱開始に伴い、2025 年 9 月 4 日（木）より下記の通り当座勘定規定を改定いたします。

改定後の規定については、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

（１）改定となる規定

- ・当座勘定規定

（２）改定日

2025 年 9 月 4 日（木）

（３）主な改定内容

次の条項について、当座勘定規定の取扱いを変更します。

当座勘定規定／改定前後対照表

※改定箇所赤字記載

改定前	改定後
（一般当座口） （新設） 第 28 条（規定の変更） ①この規定の各条項は、法令の変更、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合 には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できる ものとします。 ② 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	（一般当座口） 第 28 条（他店での当座預金出金の取扱い） 当座預金の払戻しについては、口座開設店以外の本支店においても、所定の手続きを経たうえで受付することができるものとします。ただし、当行所定の本人確認および払戻請求書の提出が必要となります。 第 29 条（規定の変更） ①この規定の各条項は、法令の変更、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合 には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できる ものとします。 ② 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(北國ファミリーチェック口) (新設) 第 28 条 (規定の変更) ① この規定の各条項は、法令の変更、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合 には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できる ものとしします。 ② 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(北國ファミリーチェック口) 第 28 条 (他店での当座預金出金の取扱い) 当座預金の払戻しについては、口座開設店以外の本支店においても、所定の手続を経たうえで受付することができるものとします。ただし、当行所定の本人確認および払戻請求書の提出が必要となります。 第 29 条 (規定の変更) ① この規定の各条項は、法令の変更、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合 には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できる ものとしします。 ② 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
--	--

※改定後の規定は[こちら](#)からご確認ください。

以上